

環境配慮指針

丸亀市の環境を守り、将来の世代へよりよい環境を引き継いでいくためには、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを確立し、行動に移すことが重要です。また、こうした行動は、身近な環境を改善することはもとより、地球環境の保全にまでつながるといった認識を持つことが必要となります。

また、事業者には、地域社会の一員として自らの事業活動において環境保全に配慮することが求められます。具体的には、環境配慮の責任者を明確にし、ガイドラインや行動計画を作成した上で、環境に配慮した事業活動を計画的に推進していくことが期待されます。また、経営者も含めて、従業員の環境配慮に対する研修などを通じて、事業活動における環境配慮の認識を高めていくことも必要となります。

8 1 市民の行動指針

生活環境の保全に向けて

魚の住めるきれいな川にするために

下水道への接続、合併処理浄化槽の設置などに積極的に取り組みましょう。

- 粉石けんか無リン洗剤を使いましょう。

騒音のないまちにするために

騒音に対して、お互いに配慮・注意し合えるご近所関係を築きましょう。

さわやかな空気を保つために

- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用するよう心がけましょう。
- アイドリングストップ運動を推進しましょう。

人の健康や生き物を守るために

ごみの野焼きはやめましょう。
ダイオキシンが発生するような商品の購入は控えたり、廃棄の際は適正に分別しましょう。

都市環境の創造に向けて

清潔で美しいまちにするために

空き缶・たばこなどのポイ捨てはやめましょう。
犬のフンは持ち帰りましょう。

美しい風景や町並み、伝統を守るために

歴史的な建物や史跡に親しみ、保全しましょう。
親しまれている古木や大木を大切にしましょう。

歩いて楽しい交通環境を整備するために

街路樹への水やり、落ち葉拾いなど地域で手入れをしましょう。

自転車は決められた場所に置きましょう。

生活道路の車での通り抜けはできるだけ避けましょう。

自然環境の保全に向けて

自然や生きものと共存するために

自然観察会や調査など自然保護活動に参加しましょう。

庭に植栽をしたり、家の囲いは生け垣にしましょう。

釣り糸などは、海や川に捨てずに持ち帰りましょう。

ため池や川に外来種の魚（ブラックバスなど）を放流しないようにしましょう。

資源の循環的な利用に向けて

ごみの減量・適正処理やリサイクルを推進するために

買い物の際、過剰包装は避け、袋やかご、容器を持参しましょう。

生ごみは、できるだけ堆肥化して土に戻しましょう。

エネルギーの消費を少なくするために

電気・照明などをこまめに消しましょう。

省エネルギー型の電気製品を購入するようにしましょう。

新エネルギー（太陽光等）の活用に努めましょう。

水資源を大切にするために

お風呂の残り湯は、洗濯や庭の水まきに使いましょう。

節水コマをつけましょう。

節水型便器などの節水機器を選んで購入しましょう。

雨水を有効利用しましょう。

地球環境の保全に向けて

地球温暖化を防ぐために

「さわやかな空気を保つために」を参照

「エネルギーの消費を少なくするために」を参照

緑化行動

- ・ベランダでも緑化や家庭菜園を楽しみましょう。
- ・旬の農産物を買うようにしましょう。

地球環境を守っていくために

- ・地球にやさしい暮らしをしましょう。

まずは参加、そしてともに行動を

参加と、ともに行動するために

地区コミュニティ活動に参加しましょう。

地域の一斉清掃に参加しましょう。

環境ボランティア活動に参加しましょう。

自然観察会を催すなど、自然にふれあう機会をつくりましょう。

身近な環境調査や子どもエコクラブなどに参加しましょう。

環境学習を自主的に開催しましょう。

環境問題への関心を高めましょう。

自分の種を紹介し、情報を交換して輪を広げましょう。

8 2 事業者の行動指針

生活環境の保全に向けて

魚の住めるきれいな川にするために

排水処理を適切に行ない、河川の汚濁を防ぎましょう。

粉石けんや無りん洗剤を使いましょう。

下水道への接続、合併処理浄化槽の設置などに積極的に取り組みましょう。

人の健康や生き物を守るために

建築物解体にあたってはアスベストの飛散防止に努めましょう。

化学薬品の使用に当たっては、環境に及ぼす影響を十分に調べましょう。

さわやかな空気を保つために

簡易焼却炉の使用や野焼きは止めましょう。

低公害車の導入や・排気量の小さい車の利用に努めましょう。

アイドリングストップ運動を徹底しましょう。

騒音のないまちにするために

工場などでは騒音対策をして迷惑な音を防止しましょう。

建設作業には低騒音・低振動型機械を導入するように努めましょう。

都市環境の創造に向けて

清潔で美しいまちにするために

屋上緑化、窓辺緑化など緑や花を育てましょう。

敷地にできるだけ中高木を植えましょう。

美しい風景や町並み、伝統を守るために

建物の形や色が周囲の景観に溶け込めるようにしましょう。

看板などの屋外広告物は周囲の環境に配慮しましょう。

照明による光害が生じないように努めましょう。

歩いて楽しい交通環境を整備するために

敷地内に十分な駐車場や駐輪場を確保しましょう。

道路に看板や商品などを置かないようにしましょう。

生活道路の車での通り抜けはできるだけさげましょう。

自然環境の保全に向けて

自然や生きものと共存するために

豊かな自然のある土地の開発をさげ、開発行為を行う場合は、環境への影響を考慮しましょう。生態系に配慮した工法などの研究や開発に努めましょう。

自然資源を大切にすることを事業活動に努めましょう。レクリエーションなどの社内行事には自然とふれあう機会をつくりましょう。

レクリエーション農園や自治会農園などに協力しましょう。

自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

まずは参加、そしてともに行動を

参加と、ともに行動するために

製品開発

・異業種間の情報を交換し、エコ商品開発に努めましょう。

地域の一員としての行動

・社内・外での環境学習会を開催・参加しましょう。

・地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。

・環境保全技術や活動などの情報の受発信を積極的にいきましょう。

各種イベントにおいてエコ商品などの普及活動に参加・協力しましょう。

資源の循環的な利用に向けて

ごみの減量・適正処理やリサイクルを推進するために

両面コピー・両面印刷を励行しましょう。

簡易包装を推進する営業活動を行いましょう。

買い物袋や容器持参運動を営業活動に取り入れましょう。

リサイクルを念頭に置いた事業活動を心がけましょう。

エネルギーの消費を少なくするために

生産ラインの省エネルギー化や廃熱利用を進めましょう。

適正な冷暖房温度を設定しましょう。

ソーラーシステムなど太陽エネルギーの活用に努めましょう。

水資源を大切にするために

雨水浸透ますなど、雨水浸透施設によって雨水を地下に浸透させましょう。

水の再生利用システムの設置に努めましょう。

地球環境の保全に向けて

地球温暖化を防ぐために

「さわやかな空気を保つために」を参照

「エネルギーの消費を少なくするために」を参照

地球環境を守っていくために

「地球にやさしい暮らし」を参考にして事業所でも取り組みましょう。



「地球にやさしい暮らし」の手引き

用語の解説

ppm (ピーピーエム)

Parts Per millionの略で百万分率のことをいい、微量のものの含有率を示すのに用いられます。水質汚濁では1l中に1mgの汚濁物質が存在する場合の濃度を1mg/lで示し、大気汚染では1m³の大気中に1cm³の汚濁物質濃度を1ppmで示します。

環境基準

環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持させられることが望ましい基準で、これらの環境上の条件は、その値以下では人間の健康や生活環境に支障を及ぼさないという科学的判断に基づいて設定されています。

規制基準

公害を防止するため、工場や事業場等が遵守すべき大気汚染、水質汚濁、土壤汚染の原因となる物質の排出等に関する許容限度や騒音、振動、地盤沈下及び悪臭についての発生許容限度をいいます。

環境アセスメント

環境アセスメントとは、開発行為が環境に及ぼす影響の程度その防止策、代替案の比較検討など開発行為に関する総合的な事前評価のことをいい、開発行為の環境に対する影響を事前に予知し、その悪影響を防止、制御することを目的として実施するものです。

(大気)

ばい煙

大気汚染防止法では次の物質をいいます。

燃料その他の物の燃料に伴い発生する“硫黄酸化物”。

燃料その他の物の燃料又は熱源としての電気の使用に伴い発生する“ばいじん”。

物の燃焼合成・分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で特にこの物質を“有害物質”といいます。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄と酸素の化合物の総称です。ばい煙の中には主として二酸化硫黄(SO₂)と三酸化硫黄(SO₃)が含まれます。主として重油の燃焼に伴って発生し、大気汚染物質として最も注目されるものです。また、大気中の水分と結合して硫酸をつくり、硫酸ミストとなって光化学スモッグの一要因となります。

窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物は物の燃焼に伴って必ず発生するもので、その発生源も、工場、自動車、家庭ストーブ、厨房等広範囲にわたっています。窒素酸化物はそれ自体呼吸器を侵すばかりでなく、光化学オキシダント生成の原因となる汚染物質です。発生時にはほとんどが一酸化窒素(NO)ですが、空気中で徐々に酸化され二酸化窒素(NO₂)となり高濃度(5ppm)の場合、呼吸器に急速な刺激を与えます。

浮遊粉じん・浮遊粒子状物質

粉じんは物の燃焼、破碎等によって、工場、自動車、家庭等から発生するほか、土壤の舞上がりや火山活動などの自然現象によっても発生します。

そのうち固体で粒子が1μm(マイクロメータ)以下の粉じんは、大気中で二次的な変化をうけて粒度の大きな状態に成長しない限り質量、直径、空気の粘性などから落下の速度がほとんど零の状態に近くなり、浮遊した状態で気流のまま動くようになります。

このようなものを浮遊粉じんといいます。特に粒径10μm以下のものは、浮遊粒子状物質といい、気道や肺胞に沈着して人の健康に有害な影響があるといわれています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は物の不完全燃焼により発生しますが、大気汚染として問題になる場合はほとんど自動車排出ガスが発生源です。

一酸化炭素が吸入されると、血球素と結合してCOHb(一酸化炭素血球素)が発生し、人体組織への酸素運搬機能の阻害等の生理的障害を引き起こします。

オキシダント(O x)

オキシダントとは、窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が強い紫外線をうけて光化学反応を起こし二次的に生成するもので、主成分はオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN) 等です。この生成は気象条件によるところが大きいので、4月～10月が発生期です。

オキシダントは人の目、のど、呼吸器を刺激して急性被害を与えるばかりでなく、植物にも被害を及ぼすことがあります。

炭化水素(C n H m)

炭化水素は自動車、ガソリンスタンド、石油製品貯蔵施設、塗装現場等多種多様な施設から排出されています。炭化水素はそれ自体の健康への影響よりも光化学オキシダント生成の要因物質として注目されています。

粉じん

粉じんは物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生し、又は飛散する比較的大きい粒子状の物質です。コークス炉、鋳物や土砂などの堆積場、ベルトコンベアやバケットコンベア、破砕機や摩砕機、ふるいなどから発生します。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち、自己の重力による自然沈降又は、雨に伴った沈降により捕集されるばい煙・粉じんその他の物質のことです。

オゾン層

地表から約10～50kmの高度に比較的高いオゾン濃度の高い領域が存在し、これをオゾン層と呼びます。

大気中に放出されたフロンは、成層圏で紫外線により分解されて塩素原子を生じます。この塩素原子が成層圏のオゾンと反応してオゾンが減少すると、地表での有害な紫外線が増加し、皮膚がん等が多発する可能性があります。

温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、対流圏オゾン(O₃)、クロロフルオロカーボン(フロン : CFC) の五つの物質が代表的です。このまま温室効果ガスの放出が続けば2030年には、全地球の平均で1.5～3.5度気温が上昇し、生態系や農業にも大きな影響をもたらすといわれています。

(水質)

pH(水素イオン濃度指数)

pH = 7で中性、pH < 7で酸性、pH > 7でアルカリ性です。特殊な例(温水など)を除いて、河川水などの表流水は中性付近のpH値を示します。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水、工場排水などに含まれる汚染物質が好気性微生物によって、無機質酸化物とガスに分解し、安定化するのに必要とする酸素の量で、mg/lで表されます。

BODが大であれば腐敗性物質が多い事を意味しています。5mg/l以下が望ましく、20mg/lでほとんどの魚は生息できません。

COD(化学的酸素要求量)

水中の主として有機性汚濁物質を一定の条件のもとで、化学的な酸化剤で分解し安定化するときに必要とする酸化剤の量でこれを酸素量におきかえたものをいいます。BODと同様に水質汚濁の程度を示す指標とされています。

DO(溶存酸素)

水中にとけている酸素(分子状)をいいます。溶存酸素の量は、水温や気圧などの影響を受けますが、20℃、1atm(気圧)の飽和溶存酸素量は約9mg/lです。

SS(浮遊物質)

水中に懸濁している物質をいいます。これは、地表から流出した粘土や有機質、プランクトン、その他の微生物、あるいはそれらの遺がい、各種産業廃水中の懸濁物などの、単独又は組合せからなります。

大腸菌群数

腸内細菌に属するグループの総称で、一種類のものではなくいくつかの種類が含まれます。大腸菌群の数が多いということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示します。

ノルマルヘキサン抽出物質(N-ヘキサン)

各種の油脂、精油類を抽出する溶剤として使われ、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していいます。

鉱油及び動植物等の油分の量を表す指標として使用されています。

透視度

光の透過率によって濁りの度合いをあらわすことです。例えば試料の透明の程度を示すもので5号活字が初めて明らかに読める度合いをいいます。

シアン (CN)

青酸化物、例えば青酸カリ、青酸銅等でメッキの電解液に多く用いられていますが、この物質は致死量0.06gの猛毒です。

カドミウム (Cd)

金属でメッキ工場や電気機器工場等に多く使用されています。

富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質で、人体に入るとリン酸やカルシウムなどの人体に必要な物質をおかして、骨に影響を及ぼします。

水銀 (Hg)

常温で唯一の液体金属で、湿った空气中で酸化物になりやすく、有毒です。

この物質は、神経系をおかし、手足の震えをおこし、言語障害、食欲不振、聴力視力を減退させます。水銀には、有機水銀と無機水銀とがあり、有機水銀が問題を起こします。

富栄養化

湖沼等の水の交換があまりない水域に窒素・リンなどの栄養物の補給が長く続けられると、大きな草が成長し、魚の群も変わり、湖沼は死に至ります。この現象を富栄養化といいますが、洗剤、肥料、人間の廃棄物はこの富栄養化の過程を促進させます。

赤潮・青粉

富栄養化の水域では、動植物プランクトンが異常増殖し、水の色が変わってしまうことがあります。この現象を通常その色から「青粉」「赤潮」「青潮」などと呼んでいます。

赤潮等が発生すると、水質の悪化はもとより、悪臭、魚類のへい死、飲料水のカビ臭等の被害をもたらします。

自浄作用

汚染水が河川その他に流入すると、汚染水中の有機物質は、微生物などの作用を受けて分解されます。

中性洗剤

合成洗剤の一種でpHが6.0以上8.0以下の

ものをいいます。また、中性洗剤は、二別することもでき、一つは維持用中性洗剤といい、アルカリに弱い繊維を洗うのに使用されます。もう一つは、台所用中性洗剤といわれ、果物や野菜を洗ったり、食器を洗ったりするのに使用されています。

石けん

脂肪酸と苛性ソーダーの化合物、主に天然の牛脂やヤシ油などの動植物油脂を原料としているものをいいます。これに洗浄補助剤として炭酸ナトリウム等が加えられる程度です。このため合成洗剤と比較して安全性、分解性に優れています。

リン酸塩

合成洗剤中のリン酸塩には酸性、アルカリ性を緩衝し硬水の軟水化を図り洗浄効果を高めるのに優れた効果があります。反面、廃水内のリン含有量を多くし、水域の富栄養化などの問題を起します。一般にトリポリリン酸塩、ピロリン酸塩が広く使われています。

活性汚泥法

汚水中で曝気続けると、種々の好気性微生物よりなるフロックができます。これを活性汚泥といい、この汚泥を曝気槽内で汚水に混ぜて曝気し、次に沈殿池で沈殿させ、上澄液を得る方法が活性汚泥法です。

(騒音)

騒音

望ましくない音です。例えば音声、音楽などの伝達を妨害したり耳に苦痛、障害を与えたりする音のことです。

騒音レベル

JIS C 1502(普通騒音計)又はJIS C 1505(精密騒音計)に規定される聴覚補正(A特性)ずみの音圧レベルのことです。

(振動)

振動

音と同様、波動ですが、伝播経路は地盤であり、公害としての振動は工場、建設作業、道路交通等から発生するものをいいます。

d B (デシベル)

ゆれの大きさの単位を、デシベルと表し、人の感じるゆれを数字で表したものです。

振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度を d B で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので単位としてはデシベル(d B)が用いられます。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値です。

超低周波空気振動

周波数が 20 ヘルツ以下の振動のことで人の耳には聞こえません。

発生源は雷、地震などの自然現象のほか、自動車、鉄道、工場の機械等いたるところにあります。壁など障害物に対する透過力が強く、人体への影響には鼻血、頭痛、耳鳴り、目まいなどがあります。

(悪 臭)

認知濃度

大多数の人がにおいを感じるようになる濃度をいいます。何かにおいがあることがわかるような濃度 (検知閾値) とそれが何のにおいか表現できるようになる最小濃度 (認知閾値) とがあります。

悪臭除去法

燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸・アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがあります。これらは魚腸骨、鶏糞、獣脂、肥料などの悪臭を除去するのに、多くの企業で実用されています。

平成 17 年版「まるがめの環境」

平成 17 年 12 月発行

発行 丸亀市生活環境部環境課

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号

0877-23-2111 (代表)